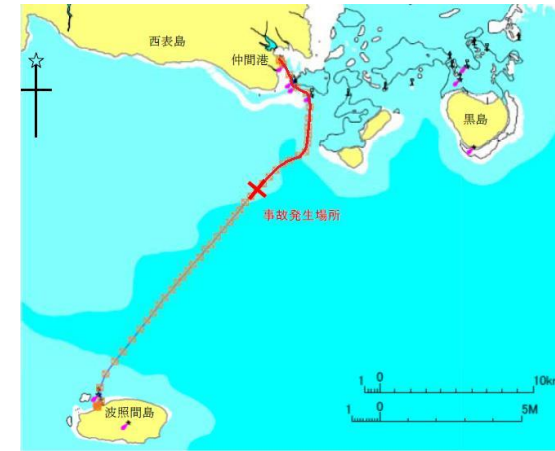


旅客船第三あんえい号旅客負傷事故及び旅客船第三十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告に基づく措置の状況について

【旅客船第三あんえい号旅客負傷事故の概要】(H24. 6. 24発生)

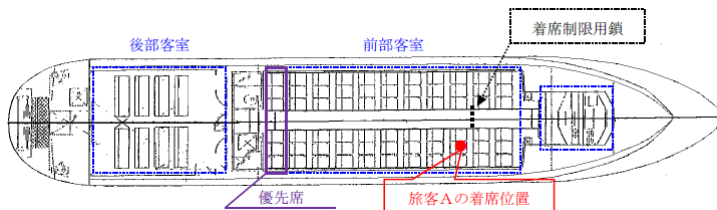
本船は、旅客56人を乗せ、沖縄県竹富町西表島仲間港から竹富町波照間漁港に向けて航行中、仲間港南方沖において、前部客室前方にシートベルトを着用せずに着席していた旅客1人が、船体が上下に動揺した際、座席から身体が浮いて臀部から座席に落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折した。



航行経路図

【旅客船第三十八あんえい号旅客負傷事故の概要】(H24. 6. 26発生)

本船は、旅客66人を乗せ、沖縄県石垣市石垣港から竹富町波照間漁港に向けて航行中、仲間港南南西方沖において、前部客室前方にシートベルトを着用して着席していた旅客1人が、船首が波高約2.0mの波頂に乗って波間に落下した際、座席から体が浮いて臀部から座席に落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折した。

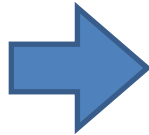


[国土交通大臣に対する勧告内容]

小型高速船の運航事業者に対し、荒天時安全運航マニュアルの遵守を徹底することについて、改めて指導を行うこと。

特に、荒天時安全運航マニュアルの内容に関する次の事故防止策については、実施の徹底を図るように指導を行うこと。

- (1) 旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導すること。
- (2) シートベルト装備船については、船内巡視などにより、シートベルトの適切な着用の確認を確実にし、旅客のシートベルトの適切な着用を確保すること。



[国土交通大臣からの通報]

平成25年3月29日付で「小型高速船の安全対策の徹底について」を発出し、関係地方運輸局等において、小型高速船により一般旅客定期航路事業を営む事業者に対し、下記の事項を実施するよう周知指導を徹底するとともに、平成25年4月以降夏の多客期までの期間中、安全総点検等の機会を捉えて訪船指導を行うこととした。

記

荒天時安全運航マニュアルを遵守すること。特に荒天時安全運航マニュアルの内容に関する次の事故防止策については、実施の徹底を図ること。

1. 旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導すること。
2. シートベルト装備船については、船内巡視などにより、シートベルトの適切な着用の確認を確実にし、旅客のシートベルトの適切な着用を確保すること。

平成 25 年 7 月 24 日
運輸安全委員会

旅客船第三あんえい号旅客負傷事故及び旅客船第三十八あんえい号
旅客負傷事故に係る勧告に基づく通報について

平成 24 年 6 月 24 日及び 26 日に沖縄県竹富町仲間港沖で発生した旅客船第三あんえい号旅客負傷事故及び旅客船第三十八あんえい号旅客負傷事故について、国土交通大臣から当委員会が行った勧告に基づき講じた施策についての通報を受けましたのでお知らせします。(別添)

これらの事故については、平成 25 年 3 月 29 日に事故調査報告書の公表とともに、国土交通大臣に対して勧告を行っていたところです。(参考)

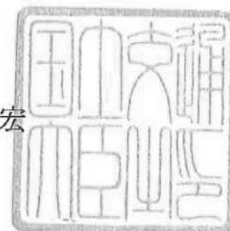
なお、この通報は、勧告の内容を反映したものとなっています。

別添

国海環第22号
国海運第56号
平成25年6月28日

運輸安全委員会
委員長 後藤昇弘 殿

国土交通大臣 太田昭宏



旅客船第三あんえい号旅客負傷事故及び旅客船第三十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告について（通報）

平成25年3月29日付運委参第614号による標記勧告を踏まえ、本年3月29日付で「小型高速船の安全対策の徹底について」（国海環第51号、国海運第183号）を發出し、関係地方運輸局等において、小型高速船により一般旅客定期航路事業を営む事業者に対し、下記の事項を実施するよう周知指導を徹底するとともに、平成25年4月以降夏の多客期までの期間中、安全総点検等の機会を捉えて、訪船指導を行うこととしたので、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第26条第2項の規定に基づき通報する。なお、本通知に関する資料を別添のとおり添付する。

記

荒天時安全運航マニュアルを遵守すること。特に、荒天時安全運航マニュアルの内容に関する次の事故防止策については、実施の徹底を図ること。

1. 旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導すること。
2. シートベルト装備船については、船内巡視などにより、シートベルトの適切な着用の確認を確実にを行い、旅客のシートベルトの適切な着用を確保すること。



別添

国海環第 51号
国海運第 183号
平成25年3月29日

中部運輸局海上安全環境部長
九州運輸局海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省海事局

安全・環境政策課長
運航労務課長

小型高速船の安全対策の徹底について

小型高速船の運航に関しては、平成24年3月8日付け国海環第46号、国海運第157号により、小型高速船（総トン数20トン未満、航海速力22ノット以上の船舶であつて、平水区域のみを航行するもの以外のものをいう。）により一般旅客定期航路事業を営む事業者は、「荒天時安全運航マニュアル」を策定し、同マニュアルを遵守するよう指導を行ってきたところであるが、今年度、同マニュアルの適用事業者において、航行時の船体動揺により旅客が負傷する事故が続発した。

同事案に対しては、関係地方運輸局等により、安全指導を行ったところであるが、今般、同事案の事故原因等の調査を行っていた運輸安全委員会により公表された事故調査報告書において、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、「小型高速船の運航事業者に対し、荒天時安全運航マニュアルの遵守を徹底することについて、改めて指導を行うこと。特に、荒天時安全運航マニュアルの内容に関する次の事故防止策については、実施の徹底を図るよう指導を行うこと。1. 旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導すること。2. シートベルト装備船については、船内巡視などにより、シートベルトの適切な着用の確認を確実にし、旅客のシートベルトの適切な着用を確保すること。」を内容とする勧告がなされたところである。

については、同勧告を踏まえ、貴局管内の小型高速船により一般旅客定期航路事業を営む事業者（別添）に対し、下記の点について周知指導を徹底するとともに、本年4月以降夏の多客期までの期間において、安全総点検等の機会を捉えて、訪船指導を行われたい。なお、訪船指導に当たっては、該当船舶において乗組員等により旅客に対する安全指導等が行われていることを現認されたい。

記

荒天時安全運航マニュアルを遵守すること。特に、荒天時安全運航マニュアルの内容に関する次の事故防止策については、実施の徹底を図ること。

1. 旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導すること。
2. シートベルト装備船については、船内巡視などにより、シートベルトの適切な着用の確認を確実にし、旅客のシートベルトの適切な着用を確保すること。

小型高速船指導対象事業者一覧

事業者名	所管	航路名	船舶名
戸田運送船(株)	中部	土肥～沼津	ホワイトマリンⅡ
小値賀町	九州	笛吹～大島・野崎	第3はまゆう
(有)木口汽船	九州	久賀～福江～杵島	ソレイユ
		久賀～福江～杵島	シーガル
		福江海中公園周遊	シーガル
安田産業汽船(株)	九州	茂木～富岡	オーシャンライナー7
		茂木～富岡	プロパー5
日豊汽船(株)	九州	島浦～浦城	クイーンにつぼう2
西海沿岸商船(株)	九州	佐世保～神浦	れぴーど2
八重山観光フェリー(株)	沖縄	石垣～竹富地区	サザンクロス8号
		石垣～竹富地区	サザンクロス5号
		石垣～竹富地区	サザンキング
		石垣～竹富地区	サザンクイーン
		石垣～竹富地区	サザンイーグル
		石垣～竹富地区	サザンパラダイス
		石垣～竹富地区	サザンコーラル
		石垣～竹富地区	ちゅらさん
(有)安栄観光	沖縄	石垣～竹富地区	第九十八あんえい号
		石垣～竹富地区	第一あんえい号
		石垣～竹富地区	第十八あんえい号
		石垣～竹富地区	第八あんえい号
		石垣～竹富地区	第三あんえい号
		石垣～竹富地区	第三十八あんえい号
		石垣～竹富地区	第十二あんえい号
		石垣～竹富地区	第八十八あんえい号
		石垣～竹富地区	あさひ1号
		石垣～波照間	第九十八あんえい号
		石垣～波照間	第一あんえい号
		石垣～波照間	第十八あんえい号
		石垣～波照間	第八あんえい号
		石垣～波照間	第三あんえい号
		石垣～波照間	第三十八あんえい号
		石垣～波照間	第十二あんえい号
		石垣～波照間	第八十八あんえい号
		石垣～波照間	あさひ1号
石垣島ドリーム観光(株)	沖縄	石垣～竹富地区	ドリーム1
		石垣～竹富地区	ドリーム2
		石垣～竹富地区	ドリーム6
		石垣～竹富地区	ドリーム3
		石垣～竹富地区	ドリーム5
		石垣～竹富地区	ドリーム7

運委参第614号

平成25年3月29日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

旅客船第三あんえい号旅客負傷事故及び旅客船第三十八あんえい号
旅客負傷事故に係る勧告について

平成24年6月24日及び26日、沖縄県竹富町仲間港南方及び南南西方沖において、旅客船の旅客負傷事故が2件発生した。

1件目の事故は、第三あんえい号が、仲間港南方沖において、波高約2～2.5mの南からの連続した波を左舷船首方から受けて速力約15～22knで南南西進中、第三あんえい号において、旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導せず、また、有限会社安栄観光において、旅客がシートベルトを適切に着用できる措置を講じていなかったため、船体が上下に動揺した際、前部客室前方にシートベルトを着用せずに着席していた旅客が、座席から身体が浮いて臀部から座席に落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。

また、2件目の事故は、第三十八あんえい号が、仲間港南南西方沖において、波高約1.5mの南南東方からの連続した波を左舷船首に受けて速力約15～20knで南南西進中、第三十八あんえい号において、旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導せず、また、有限会社安栄観光において、旅客がシートベルトを適切に着用できる措置を講じていなかったため、船首が波高約2.0mの波頂に乗って波間に落下した際、旅客が、座席から身体が浮いて臀部から座席に落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。

これら2件の事故において、負傷した旅客に対し、比較的船体動揺の小さい後方座席への誘導及び負傷した旅客がシートベルトを適切に着用できる措置を講じていなかったのは、有限会社安栄観光が、乗組員等に対して荒天時安全運航マニュアルの遵守を徹底していなかったことによるものと考えられる。

有限会社安栄観光に対しては、本事故後、内閣府沖縄総合事務局運輸部から、今後かかる事態の再発防止と輸送の安全確保を図るため、事故防止対策の実施の徹底

などについて既に指導が行われているところであるが、小型高速船の運航事業者に対し、荒天時安全運航マニュアルの遵守の徹底に関する更なる指導を行うとともに、同マニュアルにおける後方座席への誘導及びシートベルトの着用を徹底する指導を行う必要があるものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、旅客の輸送の安全を確保するため、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

記

小型高速船の運航事業者に対し、荒天時安全運航マニュアルの遵守を徹底することについて、改めて指導を行うこと。

特に、荒天時安全運航マニュアルの内容に関する次の事故防止策については、実施の徹底を図るように指導を行うこと。

- (1) 旅客を比較的船体動揺の小さい後方座席へ誘導すること。
- (2) シートベルト装備船については、船内巡視などにより、シートベルトの適切な着用の確認を確実にを行い、旅客のシートベルトの適切な着用を確保すること。